

平成23年第3回潟上市議会定例会会議録（3日目）

○開 議 平成23年9月9日 午前10:00

○散 会 午前10:28

○出席議員（20名）

1番 中川光博	2番 大谷貞廣	3番 児玉春雄
4番 藤原幸作	5番 菅原理恵子	6番 澤井昭二郎
7番 菅原久和	8番 伊藤栄悦	9番 戸田俊樹
10番 佐藤義久	11番 小林悟	12番 岡田曙
13番 佐藤昇	14番 藤原典男	15番 西村武
16番 鈴木斌次郎	17番 堀井克見	18番 藤原幸雄
19番 佐々木嘉一	20番 千田正英	

○欠席議員（0名）

○説明のための出席者

市長	石川光男	副市長	鑑利行
教育長	肥田野耕二	総務部長	山口義光
市民生活部長	根一	福祉保健部長	鈴木司
産業建設部長	児玉俊幸	水道局長	菅原龍太郎
教育部長	鎌田雅樹	会計管理者	川上護
企画政策課長 （部長待遇）	幸村公明	総務課長	藤原貞雄
財政課長	鈴木利美	税務課長	鈴木整
市民課長	小玉優子	生活環境課長	関谷良広
追分出張所長	三浦喜博	社会福祉課長	大木充
高齢福祉課長	小玉隆	健康推進課長	遠藤睦子
産業課長	伊藤清孝	都市建設課長	渡部智
総務学事課長	舘岡和人	幼児教育課長	門間善一郎
生涯学習課長	菅原一	スポーツ振興課長	菅原正光

選挙管理委員会事務局長・  
監査委員事務局長

三 浦 永 寿

農業委員会事務局長 永 井 甚 誠

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 伊 藤 正

議会事務局次長 畠 山 靖 男

平成23年第3回潟上市議会定例会日程表（第3号）

平成23年9月9日（3日目）午前10時開議

会議並びに議事日程

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 総括質疑

1. 議案第58号 潟上市市税条例の一部を改正する条例（案）について
2. 議案第59号 潟上市入湯税条例の一部を改正する条例（案）について
3. 議案第60号 潟上市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例（案）について
4. 議案第61号 平成23年度潟上市一般会計補正予算（第5号）（案）について
5. 議案第62号 平成23年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について
6. 議案第63号 平成23年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（案）について
7. 議案第64号 平成23年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について
8. 議案第65号 平成23年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）（案）について
9. 議案第66号 平成23年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第2号）（案）について
10. 議案第67号 平成23年度潟上市水道事業会計補正予算（第2号）（案）について
11. 認定第 1号 平成22年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について
12. 認定第 2号 平成22年度潟上市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

13. 認定第 3号 平成22年度潟上市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
14. 認定第 4号 平成22年度潟上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
15. 認定第 5号 平成22年度潟上市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
16. 認定第 6号 平成22年度潟上市有線放送事業特別会計歳入歳出決算の認定について
17. 認定第 7号 平成22年度潟上市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
18. 認定第 8号 平成22年度潟上市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
19. 認定第 9号 平成22年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について
20. 認定第10号 平成22年度潟上市豊川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
21. 認定第11号 平成22年度潟上市下虻川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
22. 認定第12号 平成22年度潟上市和田妹川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
23. 認定第13号 平成22年度潟上市飯塚財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
24. 認定第14号 平成22年度潟上市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
25. 認定第15号 平成22年度潟上市水道事業会計決算の認定について

日程第 3 提出議案委員会付託（初日に配付の付託表のとおり）

午前10時00分 開議

○議長（千田正英） おはようございます。

傍聴者の皆さん、朝早くから御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、これより平成23年第3回潟上市議会定例会を再開します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、諸般の報告】

○議長（千田正英） 日程第1、諸般の報告を行います。

本日の総括質疑について申し上げます。

通告者は2名でありまして、質疑の順番は、抽選の結果、1番めに14番藤原典男議員、2番めに8番伊藤栄悦議員となりましたので、宜しくお願いします。

これで報告を終わります。

【日程第2、総括質疑】

○議長（千田正英） 日程第2、これより提出議案に対する総括質疑を行います。

議案第58号から議案第67号および認定第1号から認定第15号までの25件を一括議題として質疑を行います。

なお、総括質疑の時間は答弁を含めて15分とし、発言は最初は発言席において、再質疑からは自席にてお願い致します。14番藤原典男議員の質疑を許します。14番。

○14番（藤原典男） おはようございます。

通告に従いまして総括質疑を行いますので、宜しくお願い致します。

認定第1号、平成22年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について伺います。

平成22年度の主要施策として主な投資的事業では、食菜館くらの整備事業、これに付随する鞍掛沼公園整備事業、追分保育園整備事業、フットボールセンター整備事業に取り組んできました。また、市道の整備では、広域秋田五城目線整備事業、大清水下谷地線事業や地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業、地域活性化・経済的対策事業など取り組み、ソフト面では子宮頸がん予防接種事業などに取り組んできましたが、それぞれ思い切った大きな事業であり、これは各種交付金の活用があったからこそ取り組めたと思います。

平成22年度の事業をふりかえって、特に地域活性化への評価はどのようにしているの

か伺いたいと思います。

次に、認定第2号、平成22年度潟上市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について伺います。

去年、本市の国民健康保険税は、旧3町の税率を統一しました。これは当初予定した税率より引き下げたものですが、22年度の歳入決算額、歳出決算額を比較すると、実質収支は2億4,533万6,000円となっておりますが、一世帯当たりの保険税および被保険者一人当たりの保険税収入が前年より下がっているのは、納付率も関係するが税率を引き下げたことが関連しているのかどうか。また、前年と比べ一人当たりの医療費は、一般被保険者分と退職被保険者分のトータルでは増額となっているが、総医療費の比較では減となっている。このことについてどのような判断をしているのか伺いたいと思います。

以上、宜しくお願いします。

○議長（千田正英） 当局より答弁を求めます。幸村部長待遇。

○企画政策課長（幸村公明） 14番藤原典男議員の総括質疑の1つめ、認定第1号、平成22年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定についてお答え致します。

ご質問にあります地域活性化の評価についてであります。行政が地域活性化に取り組む際の重要な視点として、福祉、教育、建設、産業といったセクション毎に市民の要望や地域が抱える課題を的確に把握し、優先順位を設けて計画的に実施していくことであります。

平成22年度は当初予算で潟上市誕生以来最高の規模となり、これは、これまで策定してきました計画が実行段階へ移行したものであります。普通建設事業費で見ますと、前年度比4.6倍となっております。藤原議員もご承知のとおり食菜館くららなどの地域再生事業や追分保育園、フットボールセンターの整備など、新市建設計画や総合発展計画に沿って、自治体運営の大原則である最小の経費で最大の効果が得られるよう事業を進めてきたものであります。

昨今の経済情勢の中、このような規模の事業を財政調整基金を取り崩すことなく実施できたことは、合併特例債をはじめ国・県等の財源の有効活用によるものであり、このような積極的予算が執行できたものであります。

普通会計では、普通建設事業費の決算額が19億4,800万円余りとなっておりますが、特に地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業、地域活性化・経済危機対策事業など、地域実情に合ったきめ細かな事業の多くを市内事業者へ発注できましたことにより、地域

経済への波及効果は大きく、有効な経済対策となり、また、各施設の積極的な利活用により地域の活性化につながっていくものと評価しております。

以上であります。

○議長（千田正英） 小玉市民課長。

○市民課長（小玉優子） それでは、14番藤原典男議員の総括質疑の2つめ、認定第2号、平成22年度潟上市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてにお答え致します。

平成22年度の一世帯当たりの保険税、また、一人当たりの保険税が前年度より下がった要因についてであります。国民健康保険税は所得割、均等割、平等割で算定しており、平成22年度の一世帯当たりの保険税は12万3,888円で、前年度より1万3,728円の減、一人当たりの保険税は6万8,762円で6,980円の減となっております。

主な要因としましては、国保加入者の総所得額が約4億4,000万円下がったことにより、それにより調定額で約7,000万円の減となりました。税率改正により所得割の率を引き下げたことによる影響額は約2,500万円程度となります。

次に、一人当たり医療費と総医療費の関係についてですが、平成22年度の総医療費は約29億4,000万円で、前年度と比較して約529万円の減となっております。総医療費が減って一人当たり医療費が増となった要因ですが、被保険者数が約100人減ったことによるものです。平成22年度は医療費が見込みより少なかったことにより、歳入歳出差引残額は2億4,533万円となりましたが、単年度収支では約700万円の赤字となっており、国保財政は依然として厳しいものがあります。今後とも適正な課税および給付に努めてまいりますので、ご理解くださるようお願い致します。

○議長（千田正英） 再質疑ありますか。14番。

○14番（藤原典男） まず、認定第1号についてですけれども、地域活性化への評価をどのようにしているのかということについては、大筋理解しましたので、これはよろしいと思います。

それから認定第2号の国保の関係ですけれども、総医療費で減となりながら一人当たりの医療費が上がっていると。その大きな要因は100人ほど国保加入者が減ったためにそのようになっているということではよろしいのかなと思いますけれども、これについて伺います。

それから、私もちょっと触れておりますけれども、収納率の関係についてはちょっと

述べておられなかったので、ほぼ同じだったのかどうかそこら辺と、あとは100人ほど国保の加入者が減ったということですが、大きな主な要因は何だったのか、そこら辺のことについて再度伺いたいと思います。

○議長（千田正英） 小玉市民課長。

○市民課長（小玉優子） 藤原典男議員の再質問にお答え致します。

まず収納率ですけれども、現年度分で22年度は86.68%、前年度より1.07%下がっております。

それから、国保の人数が100人減となった主な理由ということでございますが、まず全体の人口が減ったことも関係ありますけれども、75歳以上になると国保の方から後期高齢者医療の方に移るわけですけれども、後期高齢者の方の人数が大体150人ぐらい増えています。ですので、後期高齢者医療の方に移った人数が多いというのが100人減った一番大きな理由だと考えております。

以上です。

○議長（千田正英） 14番、再々質問ありますか。

○14番（藤原典男） どうもありがとうございます。終わります。

○議長（千田正英） これをもって14番藤原典男議員の質疑を終わります。

次に、8番伊藤栄悦議員の質疑を許します。8番。

○8番（伊藤栄悦） おはようございます。

質問要旨、そこに書かれておりますので、歳出2款1項6目13節委託料、土地鑑定業務委託料614万7,000円の積算根拠について伺います。

ただいま資料として土地鑑定委託料等積算資料というのが出てまいりました。これ、大変わかりやすいのでありがたく思っているところです。これが一般質問の折に出ておれば、この質問はなかっただろうと考えておまして、多少残念なところもございます。

それで、先に全員協議会において候補地選定委員会報告書、この中では⑥候補地についてのすぐれている選定理由について述べられておりました。しかし、⑤候補地については述べられておりませんでした。⑥候補地と⑤候補地と比較した場合、経済性については相当異なるのではないかと私の質問に対して、競売による取得価格が2,700万円であり、用地取得費も安いと思われるとの回答がありました。しかし、具体的な用地取得価格は示されておりました。土地鑑定評価額が用地取得費に影響して候補地選定の経済性等の比較に大きく反映されるものと思います。土地取得額、すなわち⑤候補



地の土地鑑定評価額が示されない限り、建設候補地の選定ができませんので、土地鑑定業務委託料の積算根拠を伺うものであります。宜しくお願い致します。

○議長（千田正英） 当局より答弁を求めます。幸村部長待遇。

○企画政策課長（幸村公明） 8番伊藤栄悦議員の総括質疑、新庁舎建設候補地にかかわる調査費、土地鑑定委託料についてお答え致します。

9月7日の一般質問において19番佐々木議員の質問に副市長と総務部長が答弁した内容を基本としてお答えしてまいります。

土地鑑定業務委託料は、一般的に公共事業における用地取得に際し、用地価格の検討と用地決定に際し、議会に示す根拠として、また、所有者に対して提示する根拠とするために調査するものであります。

用地補償の予算は、国土交通省東北地方整備局長が会長を務められる東北地区用地対策連絡会から提供されている用地調査等業務積算基準に基づく積み上げにより算定しているものであります。

具体的には、調査業務の内容として、土地および補償、評価において、現地踏査の上、土地評価のための地域区分および標準地選定業務、標準地価格の算定業務、各画地の評価額算定業務、これに付帯工作物の調査および算定、用材林の調査および算定などの業務に技術経費などが加わります。以上のような業務費用は、候補地の地域の特性および地域の周りの状況、例えば公共交通機関からの距離、近隣の土地の取引状況など多岐にわたる評価により鑑定するものであります。

国土交通省の…。

○8番（伊藤栄悦） すいません、資料が出ていますので、簡潔にお願いします。短い時間ですので。

○企画政策課長（幸村公明） 国土交通省の不動産鑑定評価基準では、不動産の価格は一般にその不動産に対して認める効用、不動産の相対的稀少性、その不動産に対する有効需要の三者の相関結合によって生ずる不動産の経済価値を貨幣額をもって表示したものであります。

また、不動産の鑑定評価は、その対象である不動産の経済価値を判定し、これを貨幣額をもって表示することで、それはこの社会における一連の価格秩序の中で、その不動産の価格および賃料がどのようなところに値するかを指摘することであって、鑑定評価の対象となる不動産の的確な認識の上に、必要とする関連する資料を十分に収集してこ

れを整理し、不動産の価格を形成する要因および不動産の価格に関する諸原則についての十分な理解のもとに鑑定評価の手法を駆使して、その間に既に収集し整理されている関連諸資料を具体的に分析して対象不動産の及ぼす自然的・社会的・経済的および行政的な要因の影響を判断し、対象不動産の経済価値に関する最終判断に到達し、これを貨幣額をもって表示するものであります。地域の種別は宅地地域、農地地域、林地地域等に分けられ、不動産の類型として宅地の類型はその有形的利用および権利関係の態様に応じて、更地、建付地、借地権、底地、区分地上権等に分けられます。その結果として鑑定額が提示されるものであります。

さて、具体的な算定根拠についてお手元の参考資料として配付しております土地鑑定委託料等積算資料をご説明致します。

資料の左側ですが、土地鑑定委託料等積算資料であります。土地鑑定業務委託料の積算内訳ですが、積算資料は東北地区用地対策連絡会から提供された用地関係業務委託積算基準および標準歩掛から積算したものであります。土地鑑定および補償関係業務委託の1、直接業務費、これは用地調査等であります。256万5,671円、これが③番としております。これは土地評価および補償等の調査でありまして、①として内訳は打ち合わせ協議等としてその基本額、現地踏査分であります。②としては、土地評価および付帯工作物の調査、算定として230万3,963円…。

○8番（伊藤栄悦） 議長、質問が第2質問、第3質問がありますから、そんな長くやらなくても、もうわかりますよ、これは。

○議長（千田正英） 今、答弁中ですので。

○8番（伊藤栄悦） 答弁ですが、質問できないじゃないですか、もう7分も過ぎましたから。

○議長（千田正英） 質問のときに簡潔にお願いしますというその申し出がありませんでしたので、今、答弁中ですので、途中ですので。

○8番（伊藤栄悦） 質問ができないじゃないですか、全く。

○議長（千田正英） 続けてください。

○企画政策課長（幸村公明） 2、間接業務費、諸経費および技術経費ですが、328万8,329円、④番です。3として消費税相当額29万2,700円、これが②番です。これらの計が614万6,700円となり、①番であります。これが業務費の計となります。

この下の箱枠の方には参考資料として用地調査業務委託料および地質調査業務委託料

を載せてございます。

右側の方ですが、用地調査等業務費積算基準の写しであります。これが東北地万用地対策連絡会から提供された用地関係業務委託積算基準および標準歩掛にかかわる参考資料として提供されているものであります。

第1として適用範囲であります。1としてこの用地調査等業務費積算基準は、秋田県建設交通部の所掌する公共事業等に必要となる土地等の取得等に伴う建物、工作物等の調査、補償額の算定等ならびに土地等の取得等にかかわる業務を別途定める用地調査等共通仕様書によって、請負または委託に付する場合の業務費を積算するときに適用するものであります。

2としては用地調査等の業務範囲は次のとおりとする。

(1)の権利調査、(2)の建物等の調査、(3)の営業その他の調査、(4)の予備調査、(5)の移転工法案の検討、(6)の事業認定申請図書等の作成、(7)の再算定業務、(8)土地評価、(9)の補償説明、(10)の消費税等調査、以上が業務範囲であります。

次に、第2の業務費の構成であります。この用地積算基準による業務費の構成は、原則として次のようになっております。先ほど左の方で①番から④番の説明ありましたが、その額がこの業務費、業務価格、消費税等、それぞれこの枠の中に入って、こういう構成となっております。

以上が業務費の構成であります。

以上のように業務にかかわる対価を積算しまして計上しているものであります。したがって、土地の評価にかかわる割合で積算しているものではないということでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（千田正英） 8番。

○8番（伊藤栄悦） 第2質問、第3質問のできないような答弁をすると、こういうことでは発言権を侵害するものじゃないですか。やはりちゃんとそういう資料が出ている限りにおいては、資料はもう既にこういうふうになっているわけですから、何もいちいちから何とかというふうに時間稼ぎみたいなようなことをやらなくてもいいわけですよ。時間延長をお願いします。

○議長（千田正英） これはですね、当局が詳細に説明をするための答弁だと思いますの

で、時間の延長はできません。時間の範囲内で質疑をお願いします。

○8番（伊藤栄悦） 時間がないので早口でいきます。

実は平成22年度潟上市歳入歳出決算書491ページに瀧不動産の競売物件約3万3,400㎡をむつみ造園土木（株）が購入した中から潟上市が新迫分浄水場用地として約1万5,000㎡を約1,800万円で購入しております。そのときの土地鑑定評価額が1,799万9,988円でありまして、土地鑑定業務委託料がその1.5%の26万9,999円となっております。先日、佐々木議員の一般質問では、土地鑑定評価額は国の基準に、こういうふうなことに基づいて算定されるので、土地鑑定業務委託料は土地鑑定評価額の一定割合とはならないという回答がされておりますが、この場合はたまたま偶然そうなののでしょうか。

なお、その土地鑑定評価額1,799万9,988円は、業者落札価格の約3.2倍程度になっているものでございます。この事例に倣って土地鑑定業務委託料614万7,000円が土地鑑定評価額の1.5%と見て計算しますと、⑤のC候補地の土地鑑定評価額は4億980万円となります。業者落札価格の15倍となります。

それからまた、平成22年8月3日、全協の委員会協議会資料に示されている土地評価額2億円は、7.7倍となります。新迫分浄水場用地は土地鑑定評価どおりに購入しておりますが、⑤、C候補地についても、この土地鑑定評価額で購入するお考えでしょうか。

先に申し上げましたけれども、用地取得費の算定ができないと新庁舎建設候補地の比較検討ができませんので、土地鑑定業務委託料614万7,000円の地目毎の積算額と用地取得費、この資料に基づいて計算すると用地取得費は幾らになるのでしょうか、改めてお伺い致します。

○議長（千田正英） 当局より答弁を求めます。山口総務部長。

○総務部長（山口義光） 8番伊藤栄悦議員にお答え申し上げます。

ただいまの⑤の候補地の用地の取得価格については、ただいま部長待遇が申し上げたとおり、この鑑定をしてから後に鑑定額が出るわけです。それを市の方では、それぞれその額について十分に検討しながら議会の方にも提案してまいります。その提案の中身というのは、結局はこれは相手方もありますので、この後どのような土地購入価格にするかということもありますけれども、まずはその基本的な価格について、やはり公共用地になるような土地については、相手側にその公正な判断のもとにまず示すということが一番大事でございます。これは競売価格でされたという土地でありますけれども、公正的にはやはりそういう価格をしっかりと行政側としては持って、そしてそれをもと

にして交渉に当たるということが基本になっておりますので、そのことを十分にご理解  
いただきたいと思います。

○議長（千田正英） 時間が過ぎておりますので、これをもって8番伊藤栄悦議員の質疑  
を終わります。

これで総括質疑を終わります。

**【日程第3、提出議案委員会付託】**

○議長（千田正英） 日程第3、これより提出議案の常任委員会付託を行います。

議案第58号から議案第67号までおよび認定第1号から認定第15号までの25件について  
は、9月6日の本会議で配付致しました委員会付託表のとおり、それぞれ所管の常任委  
員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。よって、本日はこれにて散会します。

なお、9月22日、木曜日午前10時より本会議を再開しますので、ご参集願います。

どうも御苦労さまでした。

---

午前10時28分 散会

